

令和3年4月21日

記者発表

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

4月25日まで紀北地域にお住まいの方をお願いしていた不要不急の外出の自粛ですが、紀北地域以外における感染者数も増加しており、また、病床数もひっ迫していることから、県内にお住まいの方全てに対し、5月9日まで不要不急の外出の自粛をお願いすることといたしましたので、下記のとおり「県民の皆様へのお願い」を見直します。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

### 変更項目

#### ◆変更前

【県民の皆様へのお願い（4月16日）】

- ・ 紀北地域にお住まいの方は、不要不急の外出を自粛（4月14日から4月25日まで）  
※和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町



#### ◆変更後

【県民の皆様へのお願い（4月21日）】

#### 延長・拡大

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月9日まで・県全域に拡大）

#### 追加

- ・ 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛  
大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛

#### 追加（4/20 資料提供済み）

- ・ 学校の部活動の制限について、全国・近畿大会につながる大会は、原則実施  
それ以外は、原則延期または中止  
感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部

（危機管理局 073-441-2275）

岡本雅・道・藤戸・

平田